### 消費者被害注意報 No. 46

## インターネットトラブル 高齢者にも増加中!!

事例1 パソコンでネット検索していたら突然アダルトサイトに入り**登録完了**となった。料金の請求画面が表示され、サイト業者の電話番号の記載があったが、 先方に連絡した方がよいか。 (60代 男性)

#### ≪相談員からのアドバイス≫

意図せずアダルトサイトに入り、料金の請求を受けたのであれば、**ワンクリック請求**である可能性が高いことを伝え、業者に**連絡せずに無視する**よう助言しています。

事例2 携帯電話に知らない業者から「有料サイトの未払い金を請求する」とのメールが 届いた。身に覚えがないがどうしたらよいか。 (70代 男性)

#### ≪相談員からのアドバイス≫

身に覚えのない業者から届いたメールであれば、**架空請求**と考えられます。 請求に納得できない場合には、請求に応じず相手に**連絡せずに無視する**ように 助言しています。

事例3 スマートフォンに「1500万円の支援金を受け取れる権利 が発生した」とのメールが届いた。その後同様のメールが 何度も届いた。「給付を希望する場合は、連絡するように」と 書かれている。支援団体から依頼されたアメリカの法律事 務所からの送信らしい。不審なので情報提供したい。 (60代 女性)



≪相談員からのアドバイス≫

支援金給付の依頼をした覚えや心当たりがなければ、連絡を取らずに**このまま放置する**よう助言しています。

#### 見守りのポイント

このような事例で業者に連絡してしまうと**個人情報を知られ**てしまい、**さらに**トラブルに巻き込まれる可能性もあります。

- ◎不審なメールや不審なサイトへは安易にアクセスしないよう普段から話題に しましょう。
- ◎困った時は早めに身近な人に相談するように伝えましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

# 相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1
電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111